



令和4年5月12日

海上保安庁

パラオ共和国海上保安当局職員に対する能力向上支援 ～海上保安庁 モバイルコーポレーションチーム派遣～

海上保安庁は、5月19日（木）から29日（日）までの間、外国海上保安機関に対する海上保安能力向上支援の専従部門「海上保安庁モバイルコーポレーションチーム」（MCT）をパラオ共和国に派遣し、パラオ共和国海上保安当局職員に対する能力向上支援を実施します。

今回、公益財団法人日本財団から供与された巡視船の乗組員等に対し救急・救助技術についての研修・訓練を実施します。

- 1 海上保安庁は、パラオ共和国の海上保安機関である「パラオ共和国法務省公安局海上警備・魚類野生生物保護部（DMSFWP）」に対し、日本財団の支援のもと、平成30年から「海上保安アドバイザー」を派遣するとともに、同国からの支援要請を受け、平成31年に外国海上保安機関に対する海上保安能力向上支援の専従部門である MCT を初めて派遣して以来、継続的に能力向上支援を行っています。
- 2 この度、DMSFWP からの救急・救助技術についての指導要請を受け、日本財団から供与された DMSFWP 巡視船の乗組員等に対して、日本財団及び公益財団法人笹川平和財団支援の下、心肺蘇生法や傷病者搬送法など救急・救助技術についての能力向上支援を行います。
MCT がパラオ共和国に赴いて実施する能力向上支援は令和元年8月以来となります。
- 3 本研修には、日本財団の支援を受けて海上保安庁からパラオ共和国に派遣している「海上保安アドバイザー」も参加し、MCT とともに研修指導にあたることとしております。



過去のパラオにおける能力向上支援

画像左：心肺蘇生法訓練

画像右：搬送法訓練

【その他】

新型コロナウイルス感染症の蔓延状況の変化などにより、派遣を中止する場合があります。